

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 國學院大學図書館所蔵『南都興福寺等文書』の解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀越, 祐一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000682">https://doi.org/10.57529/0002000682</a>

# 國學院大學図書館所蔵 『南都興福寺等文書』の解題と翻刻

堀越 祐一

## はじめに

國學院大學図書館に所蔵されている文書群のひとつに『南都興福寺等文書』（貴一―二一七二―二一七四）がある。図書館に収蔵されたのは一九八三年で、全四巻、十九点の文書が収められているが、内訳は以下のようになっている。

### 〈第一巻〉

①播磨国福井庄東保年貢米散用状（第一紙 縦二八・三糎×横四四・三糎、第二紙 縦二八・三糎×横四三・二糎、第三紙 縦二八・三糎×横四二・七糎）

②丹波国八代村散用状断簡（縦二八・七糎×横四六・八糎）

③功德円満経（縦二八・七糎×横三九・五糎）

### 〈第二巻〉

④東金堂評定衆実快有快申状案（縦三〇・八糎×横四五・一糎）

- ⑤ 東金堂衆等申状案（縦三二・九糎×横四五・五糎）
- ⑥ エモン次郎年貢納入状（縦二六・四糎×横五・四糎）
- ⑦ 年預某等連署状断簡（縦二四・二糎×横一九・七糎）
- ⑧ 正実坊衍運奈良紙納状（縦二五・九糎×横四〇・一糎）
- ⑨ フルイチコメヤ小次郎他二名連署沾却状（縦三一・二糎×横三九・二糎）
- ⑩ 安房世他二名連署沾却状（縦二四・九糎×横四二・五糎）
- ⑪ イカ平次郎証文（縦二六・〇糎×横三三・六糎）
- ⑫ 賀茂地下人中等証文写（縦二七・五糎×横四四・〇糎）

〈第三卷〉

- ⑬ 諸進等下文案（縦二七・四糎×横二七・六糎）
- ⑭ 大宅寺庄湯木支配状写（縦二八・八糎×横三九・四糎）

〈第四卷〉

- ⑮ 尼妙盛等沾却状（縦二九・〇×横四五・〇糎）
- ⑯ 鹿野蘭某沾却状（縦二五・四糎×横四九・一糎）
- ⑰ 下野・淡路連署免状（縦二五・四糎×横四九・一糎）
- ⑱ 某断簡（縦二五・四糎×横六・三糎）
- ⑲ 某漢詩文（縦二五・四糎×横一九・三糎）

## 一 解題

十九点のうち、年代的には①「播磨国福井庄東保年貢米散用状」がもつとも古く、鎌倉期文永十年（一二七三）のものである。鎌倉期のものはこの一点のみで、あとはほとんどが室町・戦国期にかけての文書であり、近世にかかるものは慶長六年（一六〇一）作成の⑩「某漢詩文」のみとなっている。

内容をみると、まず①「播磨国福井庄東保年貢米散用状」（文永十年〔一二七四〕十二月日付）と②「丹波国八代村散用状断簡」（応永十年〔一四〇四〕九月十七日付）は神護寺の所領に関わる文書とみなされている。<sup>①</sup> ①の播磨国福井庄については研究の蓄積が豊富で、それらによれば、元来は興福寺領であり、その後には所有権は藤原頼長、平氏、後白河院、神護寺と変遷していったとされる。<sup>②</sup> この文書は、福井庄東保に関する根本史料として極めて貴重と言える。③の「功德田満経」（応永十三年〔一四〇七〕三月二十八日付）についての由来は不明で、①・②と同巻に収められていることを考慮すると、神護寺に関係する可能性があるが、詳細はよくわからない。

④「東金堂評定衆実快有快申状案」（貞治三年〔一三六四〕七月四日付）と⑤「東金堂衆等申状案」（寛正六年〔一四六五〕六月日付）は明確に興福寺に伝来したものと考えられる。④に出てくる西秋篠庄、⑤にみられる曲河庄は、どちらも大和国内の興福寺領庄園であることから、興福寺東金堂による申状の案文とみて間違いない。

⑥「エモン次郎年貢納入状」（文安元年〔一四四四〕七月二十八日付）は子年すなわち文安元年分に収める年貢高を記したのだが詳細は不明である。⑦「年預某等連署状断簡」（建武元年〔一三三四〕三月一日付）も同じく詳しいことはよくわからない。

⑧「正実坊衍運奈良紙納状」（嘉吉二年〔一四四二〕七月晦日付）は東大寺内の尊勝院に対して八朔の進物として

奈良紙百束を進上したものが、これについては類似する史料がある。<sup>(3)</sup>

〔西〕正月十七日 進上奈良紙 御蔵方請取

納申 御奈良紙事

合百束者

右、為年始御礼、南都戒壇院進上分、所納申之状如件、

正実

享徳貳年正月十七日 衍運(花押)

十一年後の享徳二年(一四五三)に、やはり奈良紙百束を東大寺へ進上したものが、同一人物である可能性は高であろう。ただし、嘉吉二年七月晦日付納状は花押部分が欠損して比較ができないため、検討の余地は残されている。

正実坊衍運についての詳細は不明だが、名称が酷似している正実坊将運という人物が管見に触れる。『醍醐寺文書』二八九五号文書～二八九八号文書などにその名がみえるが、二八九五号と二八九六号の文書名はどちらも「室町幕府御倉正実坊将運奉加物送状」となっている(嘉吉三年(一四四三)十二月二十九日付と同年十二月二十四日付)。時期的にみて同一人物とも考えられるが、『醍醐寺文書』編者の見解に従うならば、正実坊は幕府の御倉ということになる。

⑨「フルイチコメヤ小次郎他二名連署沽却状」(享禄五年(一五三二)二月二十三日付)は、畑を直銭六百文にて沽却したものである。所在の「古市」という地名は諸国に複数あるものの、大和国内の古市とみなすのがもつとも自然であろう。

⑩「安房世他二名連署沽却状」（永祿二年〔一五五九〕十一月二十八日）は、興福寺戒壇院へ十貫文で土地を売り渡した沽却状である。⑨と同様に「古市」の地名がみえる。買主が興福寺戒壇院であるから、大和国内の古市と考えられる。

⑪「イカ平次郎証文」（元龜元年〔一五七〇〕九月二十三日付）については詳細不明、後考としたい。⑫「賀茂地下人中等証文写」（文明十五年〔一四八三〕四月日付）は水利の運用について申し合わせたものである。⑬「諸進等下文案」（応安六年〔一三三七〕六月一日付）は、東金堂の諸進が、湯木百二十束を運上するように催促したものである。⑭「大宅寺庄湯木支配状写」（康永三年〔一三四四〕七月二十七日付）も同じく湯木について記されている。

⑮「尼妙盛等沽却状」（永正十六年〔一五一九〕二月十四日付）は、古市西方の田地一段を直銭四貫五百文で沽却したものである。売主の尼妙盛ら三名はもちろん、買主の舞琳房についてもよくわからない。また⑯「鹿野蘭某沽却状」（天文九年〔一五四〇〕四月十五日付）も、古市にある水田半段を直銭一貫七百文で興福寺戒壇院へ沽却するという内容になっている。

⑰「下野・淡路連署免状」（大永六年〔一五二六〕九月二十三日付）は京都東山にある双林寺における墓掃除銭について取り決めたものである。

⑱「某断簡」（天正十四年〔一五八六〕七月二十四日付）と⑲「某漢詩文」（慶長六年〔一六〇一〕）については詳細不明、これも後考としたい。

なお、これらの文書は「中野莊次氏所蔵文書」と題されて東京大学史料編纂所に写真帳として架蔵されているものと同じであり、したがってその原本ということになる。東京大学史料編纂所が公開している「所蔵史料目録データベース」によれば、撮影時期は昭和52年、現蔵者は京都在住であった。

## 註

- (1) 坂本亮太・末柄豊・村井祐樹編『高尾山神護寺文書集成』(思文閣出版、二〇一七年)。
- (2) 西岡虎之助『莊園史の研究』下巻一(岩波書店、一九五六年)、太田順三「鎌倉期の莊園と勸農(1)(2)」―『寺家一円所務』型と地頭設置型莊園の場合―(『歴史学研究』三七六号・三七七号、一九七一年)、東郷松郎「鎌倉時代における神護寺領福井荘の莊域について」(神戸商科大学学術研究会『人文論集』九号、一九七三年)、今井林太郎「神護寺領播磨国福井荘」(『大手前女子大学論集』一〇号、一九七六年)、水野恭一郎「播磨国福井荘と吉川氏」(『武家社会の歴史像』所収、国書刊行会、一九八三年)など。
- (3) 「東大寺図書館所蔵文書(未成卷文書第十部)」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- (4) 『大日本古文书』家わけ第十九。

二 翻刻

1 播磨国福井庄東保年貢米散用状

(貼紙)

「東保散用状 文永十年」

福井御庄東保

注進 文永十年御年貢米散用事

合

一 目録面四十六石一斗六升三合

除十二石一斗二升一合五勺

畠田分九石四斗四升一合五勺

地頭押領

□

丹賀嶋一丁一反廿

分米二石二斗八升

件米、地頭百姓等実檢以後、為内檢使真蓮「」被取出之間、对捍分云々、

上村地頭代善兵一反 所当米四斗

年来押

□

残御米卅四石四升一合五勺

領家御分十石二斗一升二合四勺五子

不

□

御寺御分廿三石八斗二升九合五子

□



一 御寺米廿三石八斗二升九合五子

所下

十石五斗

樋分米納七石分

一斗四合内

正米一斗  
俵付四分

万石米

三斗

八幡宮修正米

五升

祖道神上分

五升

今西宮上分

一斗五升

八幡宮上分

七石五斗

壇供餅二百五十枚分

五升

浦上庄使請

八石五斗五升

真蓮坊其外五

已上、廿七石二斗五升四合

過下三石四斗二升四合九勺五子

一 領家御分米十石二斗一升二合四勺五子

所下

六斗

御牛衣代十一月三日弥石「」在請

三斗

定覚房寺主使者

「」

二石五斗五升

正珍借物三石内



三石

守光借物内

已上六石四斗五升

未下三石七斗六升二合四勺五子内 三石四斗「」御寺過「」然者定未下



右、太略注進如件、

文永十年十二月

日

2 丹波国八代村散用状断簡

八代村散用状 応永八年巳辛分

勘定 応永十年癸未九月十七日

注進 八代村応永八年巳辛御米散用事

合定田式拾肆町玖段参拾伍代内

肆斗伍舛代 式町分米 玖石

参斗伍舛代 玖町壹段式拾伍代分米 参拾式石式升伍合

参斗代 肆町壹段式拾代分米 拾式石肆斗式升

参斗代 玖町陸段肆拾代分米 式拾玖石肆升

并御米 捌拾式石肆斗捌升伍合内

除

肆斗 御壇供米 式斗式升 御忌日米

## 3 功德円満経

仏説付法伝説功德円満経

如ク是ノ我レ聞ク一時仏ケ住□法界心殿ノ中ニ与大菩薩衆俱ナリ時「仏告金剛手薩□言我レ見ルニ未來ノ衆生ヲ一人モ不可成  
 仏」所以者何レハ為諸ノ煩□ノ被シテ覆蔵セ不知心性ノ月輪ヲ是ノ故ニ吾レ一」大事ノ秘法ヲ説ノ一切衆生ノ本性者ハ如シ浮白円明  
 手足□□五相ハ五条ノ法衣ナリ、名ク五分法身ノ鉢ト是ナリ、面上ニ七穴ヲ持取セル、是ヲ名ク七条ノ法衣■是即七菩提ノ法ナリ、  
 九穴ヲ写ス九条ト大悲ノ母ノ内ヲ以テ卷ク白骨ヲ、是即解脱同相ノ衣也、是胎蔵界日曼荼羅也、白骨ハ即是大慈父精金剛  
 界□曼荼羅如ク是ノ覺知一氣絶ニツノ眼閉トツトハ密嚴華藏ノ台遊ヲ影ヲ十方ニ移シ利益三世ニ通ス、解レハ十方一心ノ中、迷ハ  
 ハ十方一心ノ外カ、於テ此法ニ努々不可致疑マ、若有テ人致セハ疑惑心、疑諸ノ秘密ノ大功徳ヲ、一穴賢穴賢、欲ス伝ト此法ヲ、  
 三千日給仕セシ秘法□項日、

我身即是十重蓮 心即本願覺王仏

眼耳鼻舌身樂門 手足身鉢五智□

応永十三年<sup>慶</sup>丙三月廿八日 叡山東塔西谷於行光房奉伝授畢、

承波

応永廿二年<sup>乙未</sup>七月廿五日 白山□□□於報恩院□御本書写畢、

宴秀

## 4 東金堂評定衆実快有快申状案

依東金堂評定諸進実快有快申云、

## 番頭米

木津庄。事、愁訴之次第先々既事旧畢、擬令抑留」大小寺役之時者、可被經懃之御沙汰之旨、六方」種々誘承之間、奉待其左右之処、于今無其美之条、」歎而有余者乎、如西金堂番頭米者、依御沙汰」既開愁眉歎、当堂独□論之条、争不預不便之」御評定哉、次西秋篠庄仏僧供米十二石并篇々所」役等事、不可有闕怠之旨、去元応年中、百姓等乍」捧嚴重請文、近年動有名無実、剩去年以来」全分不通之条、併執行宰相房公文春松殿等之奸」曲也、六方被經嚴密之御沙汰者、定不可有子細、若猶不」承引者、可被処重科哉、次東秋篠庄湯木等」事、是又ミサ、キ十郎（不知実名）無故押妨、可被処住屋破」却之重科等事、以前度々雖披露申、不預一途之御」沙汰之上者、今度御発向供奉事、可蒙御免候矣、

貞治三<sup>辰甲</sup>七四か、る十二ヶ発向帶□下向候時

## 5 東金堂衆等申状案

目安 東金堂衆等謹言上

- 一 修二月御始行之時、曲河庄当堂寄人無其隱候条、修二箭申上候■」非緩怠之儀候、
- 一 蓑笠寄人之事、為遁夜莊嚴当堂難行苦行之蓑笠、致其沙汰候処、」為 御寺務老莊嚴御懸候間、無先規其跡由歎申上候、是又」非緩怠之儀候、
- 一 造花頭人不依人数多少、至第七夜立花者、必堂方留候間、任往例留」置候処、抑□之由雖蒙仰候、先規分明候間、更非緩怠之儀候、
- 一 咒願御布施進上事、先例者守、加用申躰、取継渡に新堂童子、律宗之」手長取之、御前進上候、於大道師堂司咒

師等者新堂童子直進之」御寺務御前規模仕候處、不可然由蒙仰候間、随仰、以新堂童子進上」申上者、更非緩怠之儀候、

一 新堂童子花賜事、先例候間、其子細申入計候、重而不及訴訟候上者、非緩怠之儀候、

一 性呵淨戒寺、近年依不就火有名無実候、乍去以如形之足三ヶ夜、涯分飭莊嚴」御布施進上申候、此上者更非緩怠之儀候、其子細先度申上候、

右条々如此被仰下候間、一々申開候、次京都当国夜莊嚴被召懸候条、無」其隱候歟間、堂内飭可有御沙汰候由、雖伺申入候、不預御返事候、此」夜莊嚴者仏前之莊嚴、咒願大導師時導師堂司咒師等之御布施并」至大行事事僧古年頭有下行杓事候處、乍有一向御無沙汰、結句為」理不尽之御成敗、上首三人御罪科、不便之次第歟候間、則夏之」勤行当年■更木幡上下行人候、既令退伝籠居仕、取向閉門候處、自」六方札明、理非免除事、可被執申旨、蒙仰候間、閉門之事、先以令延引」候、可然様預御成敗候者、可畏入候由、粗言上如件、

寛正四年六月 日

6 年貢納入状

納 子分取候御年貢事

卜方

合四貫文 エモン二郎

文安元年七月廿八日 (花押)

7 年預某等連署状断簡

右所、觀乘院御寺務之所被 [ ] 「堅守此旨、可令進上者也、仍為 [ ] 如件、

建武元甲三月一日 預 [ ]

行事 [ ]<sup>預</sup>

年預 [ ]

8 正実坊衍運奈良紙納状

納申 御奈良紙事

合伯東者

右、為南郡尊勝院殿八朔「御礼進上分、所納申」状如件、

正実

嘉吉貳年七月晦日 衍 [ ]<sup>(運)(花押)</sup>

9 フルイチコメヤ小次郎他二名連署沽却状

沽却畑ヶ新券文之事

在所者古市湯屋ノウシロニ在之

合二切アリ トク五斗定トス、舛八十一合定

四至者 東ハ限岸ヲ、南ハ限垣ヲ、西ハ限道ヲ、北ハ限ミソヲ、

右此鼻者先祖相伝ノ知行、無他訪<sup>(ツマ)</sup>」者也、依有今要用、直錢六百文ニ」限永代ヲ、古市蘭辺殿へ売渡」申処、実正明白也、万一天下一同之」地起徳政行候とも、一言之違乱不可」有之候、若又有其煩者、直錢ヲ以テ」買返可申候也、為後日証文状如件、

フルイチコメヤ

享祿五年<sup>辰</sup>二月廿三日 小次郎 (花押)

同

ヲタア (花押)

チサウ (略押)

10 安房世他二名連署沽却状

西蓮寺下地今者三藏院へ」付候下地之内、

古市領エンメイシ西口

三段 地作一同永代限、」現足十貫文<sup>上</sup>興福寺戒藏院」願良寿方<sup>江</sup>沽却申候、為後日証」文如件、

安房

永祿貳年<sup>辰</sup>十一月廿八日 世 (花押)

古市

藤千代 (花押)

尾上

瀬■(花押)

## 11 イカ平次郎証文

ワレラノキ、シ、ソソノノニテ御ヒクワ■<sup>マ</sup>「マキリ候□、イツクニ候ヘトモ御ヒクワ■<sup>マ</sup>「マキリアルマシク候、仍証文状如件、

イカ

元龜貳年<sup>癸卯</sup>九月廿三日 平次郎(略押)

ソノヘトノサマ

マイル

## 12 賀茂地下人中等証文写

申合御沼地堤

- 一 西口をハかもよりつくへく候、同水をとし「いハんする時も同前たるへく候、おとし候て」其方へ案内可申候、然者上水おは此方より」おとし可有候、但程ハ一日一夜たるへく候、
- 一 西口水澄候ハぬ前に東口の堤をきり、くわん」怠をいたす者、両方又ハ訴人にて候へ、けん」もんせい家をきらハす見合ニしたかい罪科ニ」おこなわるへく候、
- 一 東口へまいり相談合申候てつくへく候、「水おとし候ハんする時も同然たるへく候、
- 一 西東口共ニ水おち候ハ、是井か、りの下地ハ」両方共ニ相伴、水を可入候也、仍為後証之状」如件、



賀茂地下長

岡本

文明拾五年癸卯四月日 新左衛門尉

梅辻

四郎兵衛尉

大田前

源左衛門尉

池頭

二郎左衛門尉

南辻子

藤右衛門尉

中大路

三郎左衛門尉

13 諸進等下文案

東金堂 礮□

可早任先例致其沙汰湯木事

合百廿束者、

右米者、以前任先例、可令被運上之状如件、」庄家宜承知、勿違失、以下、

代

応安六年六月一日

諸進

本

諸進

一枚ニライシヲシテ立入、

東金堂湯木事、任先例、米者以前可被致其「沙汰之由、依評定令申候、恐々謹言、

六月一日

諸進

中山執行所

14 大宅寺庄湯木支配状写

康永三年大宅寺庄湯木支配事

役人等依無之

合三百■束之内

定三百束在之内

■十束口木 十束御堂寺 十束六文 十束本諸進

十束同□ 三束聖次門 三束龜鶴

已上七十六束除之

残二百廿四束可□合之者

大□□ 大十師十七人 已上十八口 各五束 合九十束

小十師三人

已上廿九人 各三束 合八十七束

都合百七十七束入之

残四十七束 上五人ハ四束ツ、下九人■三束ツ、

右□□如件、

康永三年七月廿七日■頭順興存候時評定也、

15 尼妙盛等沽却状

沽却 水田地作職事

合一段者 斗代壺石式斗定、升古十合定、古市領西、字古繩代卜云、

右此水田者、雖多年私知行尤、今依「有要用、直錢四貫伍百文<sup>七</sup>限永代、」舞琳房方へ売渡申事、実正明「白也、本券文相加遣之、四至有、本券文、万一」於此田地興徳政違乱煩到来」時者、以本直錢文、速可返申候也、」後日為証文状如件、

口入 蘭辺与次郎

永正十六年<sup>肥</sup>二月十四日

尼妙盛(略押)

憲□(花押)  
五郎(花押)

16 鹿野藪某沽却状

水田地作一円事

合半段者 字六反之 □ □

四至限 東垣 西地類

南垣 北垣

右此水田者、伝法院領古市領ハツレ也、諸公事」**■**者西ノホリ口ヨリ可入也、得者六斗代、升者」**■**合口ヲ定トス、然依有要用、直錢一貫七百文<sup>七</sup>」**■**興福寺戒藏院へ令沽脚事、実正明白、」若有違乱妨者、從此方可相証申者也、」**■**状如件、

鹿野藪

天文九年<sup>子庚</sup>四月十五日 □(花押)

藪辺

口入指政(花押)

同

五郎左(略押)

## 17 下野・淡路連署免状

洛陽東山双林無量壽寺内諸「墓掃除錢之事」永代指置申候「上者、於末世、違乱」之儀不可申候、殊更「為 祇園御社者、奉訴懇御被之儀候間、不可有一言」其煩候、仍為後証「免状如件、

淡路（花押）

大永六年九月廿三日

下野（花押）

東山

双林無量壽寺方丈

## 18 某断簡

以上 南社より御国□候、依之□□儀□□持進之、

天正十四戊七月廿四日 勘定之

## 19 某漢詩文

前龍山八十五□□□□謹■

慶長六載龍集辛丑小春如意珠日

護持力須如万木得陽春、「 廂前來往人有信豈無、」菅家丞相儼然而瞻仰、